

## 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

### 【条例の内容等に関すること】（6件）

| No. | 意見の内容   | 意見に対する県の考え方   |
|-----|---|---|
| 1   | <p>第15条の「正当な理由なく」は必要か。</p> <p>何らかの理由があつての制限を想定しているならば、「十分な」は「最大限の」、「得るよう努めなければならない」は「得なければならない」とすべきと感じる。</p> <p>そもそも「児童の理解」を得られるのか、得られたかどうか判断できるのかはなほ疑問である。</p>                   | <p>児童の利益に配慮してバランスを保ちつつ、児童の安全や福祉の観点から「正当な理由」がある場合には児童の権利制限を行う必要があります。</p> <p>理由の説明については、不足・欠点のない十分な説明が必要であり、「最大限」は範囲が曖昧であることから、「十分な説明」としています。</p> <p>また、児童の理解が得られるよう力を尽くす必要がありますが、前述の正当な理由があるにもかかわらず、児童の意見又は意向と反する場合に対応を躊躇し、児童の迅速な安全確保に支障が生じることは避けなければならないため、努力義務として責務を規定しています。</p>  |
| 2   | <p>第17条の「合理的な理由なく」は必要か。</p> <p>何らかの理由があつての制限を想定しているならば、「十分な」は「最大限の」とすべきと感じる。</p>  | <p>児童の利益に配慮してバランスを保ちつつ、児童の安全や福祉の観点から「合理的な理由」がある場合には児童の所持する物の持込みを禁止する必要があります。</p> <p>理由の説明については、不足・欠点のない十分な説明が必要であり、「最大限」は範囲が曖昧であることから、「十分な説明」としています。</p>  |
| 3   | <p>今回の条例（骨子案）は、「児童福祉法の改正に伴い、一時保護施設の基準を条例で定めることとされた。」とのことで、国の定めた法律・内閣府令に沿って作成と認識している。</p> <p>基本的に「国基準どおり」、一部「県独自基準（上乘せ）」とのことだが、「国基準どおり」とした項目についても、再度「県独自基準（上乘せ）」実施要不要を検討してほしい。</p> | <p>国基準を遵守又は参酌するとともに、パブリック・コメントによる県民の皆様からのご意見や山口県要保護児童対策地域協議会での審議等を踏まえて、県独自基準の設定の必要性について検討し規定しています。</p>  |
| 4   | <p>抽象的な表現となっている箇所はより強い表現を使用することを検討してほしい。</p>  | <p>国基準を遵守又は参酌するとともに、パブリック・コメントによる県民の皆様からのご意見や山口県要保護児童対策地域協議会での審議等を踏まえて、表現を検討し規定しています。</p>   |
| 5   | <p>「努めること」「努めなければならない」が多用されている。個々条文について「努めなければならない」をそのままとするのであれば、努力目標とした理由を条文ごとに明示してほしい。</p>  | <p>児童の保護者、地域社会、児童に説明することを規定した条項は、力を尽くし説明することが必要であるとともに、児童の迅速な安全確保にも留意が必要なため、努力義務として責務を規定しています。</p> <p>機能の維持・向上を図ることを規定した条項は、訓練等により不断の努力を求めるものであることから、努力義務として責務を規定しています。</p> <p>必要な措置・配置及び協力を行うことを規定した条項は、個々の事情に応じて対応するものであり、力を尽くして対応することが必要ですが、一方で非常災害時等であつて十分な対応が困難な事態も想定されることから、努力義務として責務を規定しています。</p> <p>理念的なものや補足事項等については、努力規定としています。</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 6 | 「〇〇等」「～その他」となっている箇所においては、具体例をより多く示す記述を検討してほしい。 | 必要に応じ具体例を明示するとともに、「その他」として幅広い事象に対応できるよう規定しています。 |
|---|--|---|

【パブリック・コメントの実施手法等に関するもの】（4件）

| No. | 意見の内容  | 意見に対する県の考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | 今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、県のホームページではなく、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したのか、記事掲載されたのかを提示してほしい。 | パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（10月16日：宇部日報、中国新聞、山口新聞）により広報に努めました。<br>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 |
| 2   | 今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメントに関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示してほしい。                                       | 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。   |
| 3   | 今回の当該パブリック・コメントについての広報が十分になされたかどうかを明示してほしい。  |   |
| 4   | 当件の内容は地域制専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集のほかに、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施をしてほしい。                         | パブリック・コメントの実施については、県ホームページ等にて掲載するとともに、市町や関係団体に直接お知らせするなど、広く意見募集を行うとともに、山口県要保護児童対策地域協議会での審議も併せて実施しました。   |

【その他】（1件）

| No. | 意見の内容   | 意見に対する県の考え方                            |
|-----|---|--|
| 1   | 当該「骨子案」は「一時保護施設」に関するものであるが、「一時保護施設に入所する児童」に対するものでもある。<br>その他、県内すべての児童に対しても同様の対応がなされる行政対応をしてほしい。 | いただいた御意見は、児童福祉業務に係る施策や取組の参考とさせていただきます。 |